

## 宮城県観光コンテンツ創出等支援事業補助金Q&A

### 1. 補助対象者について

1-1	観光地域づくり法人（DMO）も補助対象者に含まれるか。	宮城県観光コンテンツ創出等支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条（3）に該当することから補助対象者に含まれる。
-----	-----------------------------	--

### 2. 申請書類について

2-1	補助金申請時に必要な「県内市町村との連携状況が分かる書類」とは具体的に何を提出すれば良いのか。	例えば、県内市町村から交付されている後援決定通知の写しなど。 当該補助金申請の時点で市町村への依頼（申請）中である場合、その旨を様式第1号（交付申請書）に付記し、連携について市町村から承認があった時点で、承認が確認できる書類を追加提出すること。（結果的に市町村から協力が得られず、申請のあった事業が要綱第4条第3項の要件を満たさないこととなった場合、当該事業は補助対象外となる。） なお、連携状況について、県から該当市町村に確認を行うことがある。
2-2	翌年度・翌々年度の計画も記載して申請することとなっているが、補助を受けた事業については、翌年度優先的に採択してもらえるのか。	翌年度以降の優先的な採択を約束するものではない。
2-3	翌年度・翌々年度の計画を作成・提出するのはなぜか。	交付決定の判断に当たり、事業の継続性や今後の見通しを把握する必要があるもの。 当該補助金終了後の自走等を前提としている（当該補助金終了後の継続実施が見込まれない取組は補助事業として認めていない）ことから、翌年度以降の継続可能性や取組内容も加味して補助の可否を判断するもの。

### 3. 補助事業の内容について

3-1	イベントなどの補助対象事業の適否はどのように判断されるのか。	要綱第1条の趣旨や要綱第2条（3）の定義などの要件を満たすかどうかを総合的に勘案して判断することとなる。
3-2	法人・団体の組織内部に限定されるイベント開催や組織改革の取組は補助対象か。	当該補助金の趣旨は、観光消費拡大に資する観光コンテンツ創出に係る取組等の支援であり、単に法人・団体の組織内部にのみ限定される取組は原則的に補助対象とならない。 ただし、当該補助金の趣旨に沿い、市町村との連携など全ての要件を具備する形で外部有識者を招聘するような取組は対象となる場合がある。
3-3	参加者の居住地や所属を限定したイベント実施は補助対象か。	そういった取組は補助対象とならない。（要綱第2条（3））

3-4	観光地域づくり法人（DMO）などの法人、団体、組織等を立ち上げるための準備経費に補助金を充てることは可能か。	コンテンツ造成等ではないことから、単に組織立ち上げの経費は補助対象とならない。
3-5	「旅行商品の造成」は、要綱別表第1のどの補助事業区分に該当するか。	これまで他者が実施したことのない内容・目的地の旅行商品造成や、これまで旅行商品の造成を行っていない補助対象者が行う旅行商品造成は事業区分1（観光コンテンツの新規造成）に該当する。 その他、過去に旅行商品の造成経験がある補助対象者が実施する旅行商品の造成については、事業区分2（既存観光コンテンツの磨き上げ）に該当する。 なお、他の旅行者の類似の商品造成状況や、どの点が「磨き上げ」に当たるか（他者の取組と比べてどの部分に、どのような新たな工夫・改善があるのか）などを申請段階で詳細に説明いただいた上で、内容を総合的に勘案して補助金交付の可否を判断することとなる。
3-6	旅行商品の造成とは、どこまでの段階の状態を指すのか。	プログラムやツアーを造成し、販売することを指す。
3-7	地場産品（魚介類等）を用いた新商品の開発は、補助対象になるか。	考え方は旅行商品の造成と同様。 これまで他者が実施したことのない新商品開発や、これまで商品開発を行っていない補助対象者が行う旅行商品造成は事業区分1（観光コンテンツの新規造成）に該当する。 その他、過去に商品の開発経験がある補助対象者が実施する商品開発については、事業区分2（既存観光コンテンツの磨き上げ）に該当する。 なお、他の類似商品の開発状況や、どの点が「磨き上げ」に当たるか（他者と比べてどの部分に、どのような新たな工夫・改善があるのか）などを申請段階で詳細に説明いただいた上で、内容を総合的に勘案して補助金交付の可否を判断することとなる。
3-8	単にアンテナショップとの連携や百貨店におけるPRイベントを実施する場合など、県外で実施する誘客の取組も補助対象経費として認められるか。	新規コンテンツ造成や既存コンテンツの磨き上げなどを行い、そのPR手段の一つとして実施されるものであれば、県外で実施されるものであっても補助対象経費として認められる。
3-9	パンフレットや観光ガイドブックを作成する取組は補助対象になるか。	単にガイドブック作成にとどまる場合や既存のパンフレットの更新は補助対象とならないが、新規コンテンツ造成や既存コンテンツの磨き上げを行い、その広報手段の一つとしてパンフレットを新たに制作する場合は補助対象経費として計上して差支えない。
3-10	各種商談会に参加費用する費用を補助対象経費として申請して良いか。	当該補助金の趣旨は、観光消費拡大に資する観光コンテンツ創出に係る取組等の支援であることから、単なる商談会参加のみを補助対象事業とすることは認められない。 ただし、別途、新規コンテンツ造成や既存コンテンツの磨き上げなどを行い、そのPRのための手段の一つとして参加する商談会参加経費については補助対象経費として認められる場合がある。

3-11	<p>新たにイベント立ち上げなどを行う場合、</p> <p>①補助初年度は要綱別表第1の事業区分1（観光コンテンツの新規造成）、2年目以降は同事業区分2（既存観光コンテンツの磨き上げ）になるという認識で良いか。（初年度は「新規」でも、2年目以降は初年度の事業がベースとなるため。）</p> <p>②①の事業について、補助2年目、補助3年目も前年度からの「磨き上げ」は必要か。（補助要件上、初年度と全く同様の内容では補助を受けられないという認識で良いか。）</p>	①②ともお見込みのとおり。
3-12	補助の交付が連続する3年度までとされている理由は何か。	当該補助金を活用する過程で磨き上げを重ねた取組が、最終的に補助対象者が自走できる取組となること、又は、観光庁などが実施する他の補助金等も活用してより大きなコンテンツとなることを前提としていることから、同一の事業への補助期間は連続する3年度を上限としている。
3-13	補助対象事業に参加している別主体が、同一事業をさらに磨き上げて継続的に（同事業4年目として）補助を受けることは可能か。	申請主体ごとに判断するのではなく、事業単位で補助を行うものであることから、そういった事業は連続した3年度を経過した後はたとえ補助要件を満たしていたとしても補助対象としない。
3-14	要綱別表第1の事業区分2（既存観光コンテンツの磨き上げ）として申請した事業について、交付決定後に当初予定していた「磨き上げ」を行うことができなくなった場合、当該補助金の取扱いはどうなるのか。	要件を欠くこととなるため、当該補助金の交付はできない。 ただし、「磨き上げ」を行えない理由が災害など真にやむを得ない事情によるものである場合は既にかかった経費を事業経費として補助を行う場合がある。
3-15	イベントが降雨等でやむを得ず中止になった場合、当該補助金の取扱いはどうなるのか。	キャンセル（減免）が効くなどの理由で支払いを要しなかった経費を除き、既にかかった経費を事業経費として補助を行う場合がある。
3-16	備品の購入について、上限金額はあるのか。	物品の購入を主たる目的とする事業は、補助対象としない。（要綱第4条第5項） あくまで目安ではあるが、補助対象経費の概ね5割以上が単なる物品購入に充てられているような場合は、物品購入を主たる目的としているものとみなす。 なお、物品購入費については、要綱別表第2（補助対象経費）のとおり「補助事業の実施に真に必要な不可欠かつ他の事業者から借り上げて対応することが困難な物品の購入に限る」とされているので留意すること。
3-17	補助対象事業を交付決定後に外部に委託しても良いか。	補助対象事業を外部に委託することは差支えないが、補助対象者が主体的・中心的な役割を担い、その責任の下で進捗管理等を含めて補助対象事業を実施すること。
3-18	本事業での販売による売上金の取扱いはどうなるか。 事業によって収入を得た場合、補助金が減額されることになるのか。	当該補助金では、収益分の返還などは求めない。 あくまで事業費の額に応じて補助額を決定する。
3-19	実施主体自体や関連会社が経費の支出先になる場合の取扱いはどうなるか。	利益等排除の処理を行う必要がある。

3-20	県内市町村ではなく、県や国と連携している事業も補助対象となるか。 また、他県や他県の市町村と連携した取組はどうか。	当該補助金は、あくまで県内市町村と連携した観光地づくり促進を図るものであることから、県、国、他県や他県市町村とのみ連携した取組は補助対象外としている。
3-21	要綱別表第1の事業区分2（既存観光コンテンツの磨き上げ）について、実施する予定の内容が「磨き上げ」に該当するかどうかはどうか判断されるのか。	申請の段階で、要綱第2条（2）に規定しているような「工夫」「改善」をどのように行うのかを補助事業者の説明していただく必要がある。 その説明内容を踏まえ、また、補助事業者からの聞き取り等も適宜行いながら審査し、補助金の交付決定の適否を判断する。
3-22	補助率が2/3になる「宿泊を伴うイベント、ナイトタイムイベントや早朝イベント」とは具体的にどのようなものをいうのか。	概ね午後6時から翌日午前6時までの時間帯に実施されるイベントをいう。 当該時間帯の県内における経済活動を活性化させる取組、本県への宿泊者数を促進する取組に対しては、特に補助率を高めているもの。 なお、上記時間に少しでも活動があれば補助率が全て2/3になるというものではないので留意すること。
3-23	どうして他の補助金との併用が認められないのか。	当該補助金は、補助終了後の自走を前提に、それまでの間の段階的な負担軽減を一つの目的として想定しており、将来的な事業の自走に向け、補助対象者の自己資本からの一部経費支出を求めているもの。 要綱第4条第5項（3）の「国又は地方公共団体など」は例示であり、上記の趣旨から、公的なもの以外の法人や企業等からの金銭補助を併用することも認めない。 なお、補助対象経費として申請があった部分以外の内容については、別途補助を受けることは差し支えない場合がある。（コンテンツ造成は当該補助金を活用し、その補助対象経費と一切重複しない形で、同コンテンツのツアー造成や販売に他の補助金を別途活用するなど。）
3-24	予算以上の交付申請があった場合、補助対象事業はどのように決定されるのか。	交付決定の時点において、補助金の趣旨・目的、補助事業の独自性・新規性等の観点で申請があった各事業の内容を総合的に勘案し、経済効果や継続性が見込まれる事業等を優先して交付の決定を行うものとする。 なお、採択事業選定の過程で、1事業者当たりの補助件数に上限を設ける場合もある。
3-25	この補助金は将来的にいつまで続くのか。	当該補助金の申請状況や他の観光施策との均衡などを勘案し、一定期間ごとに在り方の見直しを行う。